

はじめに

女性活躍推進法は、女性が職場で能力を発揮し活躍できる社会を実現するため、平成28年4月1日より施行されました。

同法では、常時雇用する労働者の数が300人以下の中小企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が努力義務となっています。女性の活躍推進の取組を着実に前進させるためには、中小企業においても、女性活躍の重要性を理解し、取組を加速させていくことが求められています。

この好事例集では、女性活躍の取組を始めようとする中小企業が取組を具体的にイメージできるよう、既に行動計画を策定し、女性活躍推進の取組を行っている企業の事例を業種や地域別などで分類して、紹介しています。

それぞれの事例において、どんな課題を背景に、どんな取組をしたのか、またどんな効果があったのかを是非参考にいただき、各企業で一般事業主行動計画を策定し、積極的に女性活躍の取組をしていただきたいと思います。